

志學館大学大学院学則

平成17年4月1日
制 定

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この大学院学則は、志學館大学学則（昭和54年4月1日制定。以下「学則」という。）第3条の8第2項の規定により、志學館大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること、及び、深い人間理解と心理臨床に関する実践力を身に付けた専門家を養成することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第3条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、前項の点検及び評価の結果に加え、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項の規定に基づき、本大学院の教育研究等の総合的な状況について、別に定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の認証評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(情報の公表)

第4条 本大学院は、教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

第2章 課程、研究科、専攻、入学定員、収容定員

(修士課程)

第5条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うものとする。

(修業年限及び最長在学年限)

第6条 修士課程の修業年限は、2年とする。ただし、在学期間は4年を超えることはできない。

(研究科)

第7条 本大学院に次の研究科及び課程を置く。

心理臨床学研究科 修士課程

(研究科の目的)

第8条 心理臨床学研究科は、深い人間理解と心理臨床に関する実践力を身につけた、臨床心理

学に関する高度専門職業人を養成することを目的とする。

(専攻)

第9条 研究科に次の専攻を置く。

心理臨床学専攻

(入学定員及び収容定員)

第10条 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
心理臨床学研究科	心理臨床学専攻	10人	20人

第3章 学年、学期、休業日及び1年間の授業期間

(学年、学期、休業日及び1年間の授業期間)

第11条 学年、学期、休業日及び1年間の授業期間については、学則第5条から第8条を準用する。

第4章 教職員組織

(教員組織)

第12条 本大学院の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を担当する教員は、志學館大学の教授のうちから所定の資格基準に基づいて選定する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教をこれに充てることができる。

2 本大学院教員の資格基準は、別に定める。

(研究科委員会)

第13条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第14条 研究科に研究科長を置き、研究科の教授をもって充てる。

2 研究科長は、学長を補佐し、学長の命を受けて研究科の専属事項を掌理するとともに、所属職員を指導監督する。

(教員と事務職員等の連携及び協働)

第15条 本大学院の教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、適切な役割分担の下で、連携体制を確保しつつ職務を行わなければならない。

第5章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第16条 本大学院は、研究科の教育上の目的を達成するために、専攻分野に関する高度の専門

的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮し、必要な授業科目及び学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 前項の教育課程の編成の方針は別に定める。

(授業及び研究指導)

第17条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

(授業の方法等)

第18条 研究科における授業科目の内容と単位数、履修方法、試験の方法及び成績の評価方法は、別に定める。

(単位計算の基準)

第19条 単位数の計算基準については、学則第23条第1項(第2号ただし書を除く。)を準用する。

(単位の認定)

第20条 履修した各授業科目の成績評価は、試験又は研究報告等によって行い、これに合格した者には所定の単位を与える。

2 学費を納めない者は、前項の単位の認定を保留する。

(成績)

第21条 試験の成績は、秀、優、良、可、不可の評語をもって表示し、秀、優、良、可を合格とする。

(他大学の大学院における授業科目の履修)

第22条 本大学院と他の大学院(外国の大学院を含む。以下同じ。)との協定に基づき、本大学院学生が当該他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、教育上有益と認めるときは、10単位を越えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 第1項に規定する単位の授与は、学長が、研究科委員会の議を経て行う。

(入学前の既修得単位の認定)

第23条 他の大学院を修了又は中途退学し、新たに本大学院に入学した学生の既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、教育上有益と認めるときは、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 単位の認定方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第24条 学生が職業を有している等の事情により、第6条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的な教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる(以下当該学生を「長期履修学生」という。)

2 長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究指導の方法)

第25条 研究指導は、第12条の規定により置いた教員が行うものとする。

2 前項の研究指導の内容と方法は別に定める。

(研究指導委託)

第26条 本大学院において、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（以下「他の大学院等」という。）との協議に基づき、他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(成績評価基準等の明示)

第27条 授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定は、その基準を学生に対してあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって客観的かつ適切に行うものとする。

3 第1項の授業及び研究指導の計画並びに前項の学修の成果及び学位論文に係る評価の基準は別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第28条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第6章 入学、再入学及び転入学

(入学時期)

第29条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第30条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学の卒業者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に定めるものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定

の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院が認めた者

(10) 本大学院において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

(学生募集と入学者受け入れ方針)

第31条 本大学院は、研究科の教育上の目的を踏まえて、入学者の受入に関する方針を定めて、学生募集を行うものとする。

2 前項の入学者の受入に関する方針は、別に定める。

(入学者選抜)

第32条 入学志願者に対しては学力試験、健康診断及び面接試験を行い、これに出身大学等が作成した成績証明書等の成績等を総合して合格者を決定する。

2 選抜の方法及び時期等に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第33条 前条の入学者選抜に合格した者は、所定の期日までに、所定の誓約書及び在学保証書を提出するとともに、所定の入学金を納入しなければならない。

2 保証人は学生の保護者（保護者がいない場合はこれに準ずる者）とし、当該学生の在学中の一切の責任を負うものとする。

3 学長は、第1項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学及び転入学)

第34条 次の各号の一に該当する者の場合、欠員のある場合に限り、研究科による選考の上、入学を許可することがある。

(1) 本大学院を退学した者で再入学を願い出た者

(2) 第40条第1項第3号の規定により除籍された日から1ヶ月を超えた後、再入学を志願する者

(3) 他の大学院から本大学院に転入学を志願する者

2 前項第3号の規定により転入学を志願する場合は、現に在学する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。

3 第1項の規定により入学を許可された者が入学以前に在籍した大学院における在学年数及び既修得単位の全部又は一部は、本大学院の在学年数及び修得単位数に算入することができる。

4 前項による在学年数及び修得単位数への算入は、研究科において認定する。

5 再入学、転入学に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 休学、復学、留学、転学、退学及び除籍

(休学)

第35条 病気その他止むを得ない事由により、3か月以上修学できない者は、保証人連署のうえ、休学を願い出ることができる。ただし、病気の場合は医師の診断書、その他の場合は詳細な理由書を添えなければならない。

2 休学の期間は、休学を願い出た学期の終期までとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、許可を得て、さらに休学することができる。ただし、連続する休学の期間は1年を超えることはできない。
- 4 休学の期間は、在籍中を通じて2年を超えることができない。
- 5 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第36条 前条の規定により休学した者が休学期間中にその理由が消滅したときは、保証人連署のうえ願い出て、許可を得て復学することができる。この場合において、病気により休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

(留学)

第37条 本大学院と協定を締結した外国の大学の大学院に留学することを希望する者があるときは、研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

- 2 前項の規定による留学の期間は、1年以内とし、留学した期間は、在学期間に算入することができる。
- 3 留学により修得した単位には、第22条第1項及び第2項を準用する。

(転学)

第38条 本大学院から他の大学院に転学しようとする者は、その理由を付して願い出て、許可を得なければならない。

(退学)

第39条 病気その他止むを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署の上願い出て、許可を得なければならない。

(除籍)

第40条 次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍するものとする。

- (1) 第6条に定める最長の在学期間を超えた者
 - (2) 第35条第2項及び第3項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者
 - (3) 正当な理由なく学費の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
 - (4) 死亡した者
- 2 前項第3号に該当して除籍された者が復籍を希望するときは、除籍された日から1ヶ月以内に限りこれを認める。

第8章 修了及び学位の授与

(修了要件)

第41条 本大学院の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、40単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、当該課程の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 第1項の論文の審査及び最終試験に関し必要な事項は、別に定める。

(学 位)

第42条 本大学院を修了した者には、学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 検定料、入学料及び授業料

(学 費)

第43条 本大学院が徴収する学費は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 入学検定料 | 30,000円 |
| (2) 入学金 | 150,000円 |
| (3) 授業料 | 550,000円 |
| (4) 教育充実費 | 100,000円 |

2 学費納入に関しては、学則第51条第2項及び第4項から第7項並びに第53条を準用する。この場合、「第4条」とあるのは「大学院学則第6条」と、「第28条の2」とあるのは「大学院学則第24条」と、「卒業」とあるのは「修了」と、「100,000円」とあるのは「50,000円」と読み替える。

(学費の未納者の取扱い)

第44条 学長は、学生が学費を指定の期間に納入しない場合は、各種証明書の交付を停止するとともに、単位の認定を保留し、更に督促してもなお納付しないときは、除籍するものとする。

2 前項の実施について必要な事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生、研究生、外国人留学生、特別聴講学生及び特別研究学生

(科目等履修生、研究生、外国人留学生及び特別聴講学生)

第45条 科目等履修生、研究生、外国人留学生及び特別聴講学生については、学則第58条、59条、第61条及び第61の2を準用する。その場合、「本学」とあるのは「本大学院」と、「他の大学又は短期大学等」とあるのは「他の大学院」と、「外国における大学及び短期大学等」とあるのは、「外国における大学院」と読み替える。

2 科目等履修生、研究生、外国人留学生及び特別聴講学生に関する規程は、それぞれ別に定める。

(特別研究学生)

第46条 本大学院の教育に支障がない場合に限り、他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、当該他の大学院又は外国の大学院の学生を、特別研究学生として、本大学院における研究指導を受けさせることができる。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 賞 罰

(賞 罰)

第47条 賞罰に関しては、学則第54条から第57条を準用する。この場合、第54条で「本学」とあるのは「本大学院」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第12章 雑 則

(研修の機会等)

第48条 本大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第28条に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

(学則等の準用)

第49条 大学院学生に関し必要な事項は、この大学院学則のほか学則及び志學館大学学生規程を準用する。この場合、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と、「4年」とあるのは「2年」と読み替えるものとする。

(規程等への委任)

第50条 この大学院学則を実施するにあたり、必要な細目は、別に規程等に定める。

附 則

この大学院学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第32条の2(平成30年4月1日以降の第44条)の規定は、平成18年3月31日に在籍する学生にあつては平成18年10月1日から適用する。

附 則

この大学院学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第18条の2(平成30年4月1日以降の第21条)の規定は平成19年4月1日から、第3条第2項並びに第21条(平成30年4月1日以降の第30条)第1号及び第2号の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この大学院学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成31年4月1日から施行する。